



令和 7 年生駒市議会（第 6 回）定例会 提出案件

■ 概要

議案等の件数	20 件	
・ 報告案件	3 件	専決処分の報告
・ 補正予算	4 件	
・ 条例	7 件	（内訳：制定 4 件、改正 3 件）
・ 契約	2 件	
・ 財産の貸付	1 件	
・ 指定管理者の指定	2 件	
・ 人事	1 件	

■ 補正予算

<一般会計（第 4 回）>

補正前予算	490 億 7,400 万 2 千円
補正予算	1 億 3,694 万 9 千円
補正後予算	492 億 1,095 万 1 千円

◇歳出 ※（ ）内の数字は歳入の補正

- ・ 個人住民税賦課業務において、安定的かつ効率的に業務を遂行し、より公平・公正な課税を実現するため、総合的支援システム（確定申告書や住民税の申告受付、管理、エラーチェック、業務の進行管理などトータルにサポートするシステム）を導入する。 861 万 8 千円
- ・ 令和 7 年度予算に計上していた生駒山麓公園のキュービクル式高圧受電設備の更新工事について、法改正に伴い仕様が変更となり、現行仕様の生産受付が終了したため、不執行となることから減額補正を行う。なお、令和 8 年度に新仕様での予算計上を行う予定。
△5,300 万円（市債△4,770 万円）
- ・ 壱分こども園の整備について、完成予定年度である令和 8 年度に一括で補助金が交付される見込みであったが、年度ごとの進捗により交付されることから、園舎建設進捗率に基づく補助金を支出するための補正。 1 億 1,791 万 6 千円（国補 9,388 万 3 千円）
- ・ 物価高騰の影響により給食材料経費に不足が生じる見込みのため行う補正。 1,488 万 3 千円
- ・ 芸術会館美楽来の蓄電池設備の更新を行うための補正。 591 万 8 千円
- ・ 総合公園体育施設リニューアル事業の実施に向けて、測量を行うための補正。 2,179 万 1 千円

- ・生駒北スポーツセンターのトイレ洋式化改修工事の予算に不足があるため行う補正。

2,082 万 3 千円（市債 2,080 万円）

◇その他の歳入

- ・前年度繰越金

6,996 万 6 千円

◇債務負担行為の設定

- ・地域公共交通活性化事業検討業務（R7～8）

400 万円

- ・高齢者・障がい者交通費等助成業務（生きいきクーポン券交付等事業）（R7～8）

3 億 260 万 9 千円

<公共施設整備基金特別会計（第 1 回）>

- ・開発事業において納付される協力金を、後年度に活用するため基金に積み立てる補正。

1,291 万 8 千円（寄附金 1,291 万 8 千円）

<国民健康保険特別会計（第 2 回）>

- ・令和 6 年度の保険給付費等交付金の金額が確定したことに伴う精算返還金の補正

176 万 2 千円（基金繰入金 176 万 2 千円）

<病院事業会計（第 1 回）>

- ・生駒市立病院で出産された方から、産婦人科病棟の日常環境整備の充実を図ることを目的として寄附を受けることから、生駒市立病院に交付金として支出するもの。

5 万円（寄附金 5 万円）

■ 条例

1 生駒市スポーツ推進審議会条例の一部を改正する条例（議案第 77 号 22 ページ）

- ・趣旨

「スポーツ基本法」の改正により、「地方スポーツ推進計画」を、スポーツに関連する他の計画（総合計画等）と一体のものとして定めることが可能となったことに伴い、「生駒市スポーツ推進審議会条例」の所掌事務を改正するもの。

- ・施行日 公布の日

- ・担当課 スポーツ振興課 ☎ 0743-74-1111（内線 3750）

2 生駒市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する条例（議案第 78 号 23 ページ）

- ・趣旨

学校体育施設の開放事業について、事業継続に向けて使用ルールの統一、申請等外部委託に伴う使用料の設定等を行うことから、制定するもの。

- ・ 施行日 令和 8 年 4 月 1 日及び公布の日
- ・ 担当課 スポーツ振興課 ☎ 0743-74-1111（内線 3750）

3 生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（議案第 79 号 31 ページ）

・ 趣旨

児童福祉法等の改正により、国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度（登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後 3 年が経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度）が一般制度化されることなどから、「生駒市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」「生駒市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」「生駒市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」の 3 条例を改正するもの。

- ・ 施行日 公布の日
- ・ 担当課 児童総務課 ☎ 0743-74-1111（内線 2800）
幼保こども園課 ☎ 0743-74-1111（内線 2011）

4～6 生駒市乳児等通園支援事業に関する条例制定（3 条例）

・ 趣旨

乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）が、令和 8 年 4 月から本格実施されるため、事業実施にあたり必要となる認可・確認の手続き、生駒市が利用する経過措置についての条例制定。

ア 生駒市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（議案第 80 号 34 ページ）

・ 趣旨

認可に関する条例で、事業の実施に関して、対数や保育室の広さについて規定するために制定するもの。

- ・ 施行日 公布の日

イ 生駒市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例（議案第 81 号 36 ページ）

・ 趣旨

アの条例で認可を受けた事業者を対象に、利用定員や運営方法についての確認を行うために制定するもの。

ウ 子ども・子育て支援法施行規則第 28 条の 32 に定める時間に関する経過措置に関する条例（議案第 82 号 37 ページ）

・ 趣旨

乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）について、1 か月の利用上限時間は 10 時間となっているが、令和 8、9 年については経過措置として 10 時間よりも短い上限時間（令和 8 年は月 4 時間、令和 9 年は月 5 時間）を設定することから、制定するもの。

- ・ 施行日 イ、ウともに令和 8 年 4 月 1 日
- ・ 担当課 幼保こども園課 ☎ 0743-74-1111（内線 2011）

7 生駒市火災予防条例の一部を改正する条例（議案第 83 号 38 ページ）

- ・ 趣旨

岩手県大船渡市の林野火災を踏まえ、林野火災予防の実効性を高めるために改正するもの。

- ・ 施行日 令和 8 年 1 月 1 日
- ・ 担当課 消防本部予防課 ☎ 0743-73-0119（内線 300）

■ 指定管理者の指定

1 生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定（議案第 87 号 43 ページ）

- ・ 対象施設 たけまるホール、鹿ノ台ふれあいホール、生駒市図書会館、南コミュニティセンターせせらぎ、北コミュニティセンター I S T A はばたき、芸術会館美楽来、生駒市コミュニティセンター
- ・ 指定管理者 いこま学びの輪パートナーズ
 <構成団体>
 - ・ 株式会社ザイマックス関西（代表）（大阪府大阪市北区堂島一丁目 1 番 5 号）
 - ・ 株式会社日比谷花壇（東京都千代田区内幸町一丁目 1 番 1 号）
- ・ 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
- ・ 担当課 スポーツ振興課 ☎ 0743-74-1111（内線 3750）

2 生駒市福祉センターの指定管理者の指定（議案第 88 号 44 ページ）

- ・ 対象施設 生駒市福祉センター
- ・ 指定管理者 社会福祉法人 生駒市社会福祉協議会（生駒市元町 1 丁目 6 番 12 号）
- ・ 指定期間 令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日
- ・ 担当課 障がい福祉課 ☎ 0743-74-1111（内線 7250）

■ 人事

- ・ 生駒市教育委員会委員の任命（議案第 89 号 45 ページ）

友岡 清一（ともおか しんいち）氏（新任）

- ・ 担当課 教育総務課 ☎ 0743-74-1111（内線 2650）